

ホ 業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の行為は、(二)りの「就業環境を害すること」に該当すること。

四 法第十七条及び第十八条の規定による時間外労働の制限に関する事項

(一) 時間外労働の制限については、労働者がこれを容易に受けられるようにするため、あらかじめ制度が導入され、規則が定められるべきものであることに留意すること。

(二) 労働者が時間外労働の制限を請求したことは又は時間外労働の制限を受けたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないものであること。

五 法第十九条及び第二十条の規定による深夜業の制限に関する事項

(一) 深夜業の制限については、労働者がこれを容易に受けられるようにするため、あらかじめ制度が導入され、規則が定められるべきものであることに留意すること。

(二) あらかじめ、労働者の深夜業の制限期間中における待遇(昼間勤務への転換の有無を含む)に関する事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずることに配慮するものとする。

(三) 労働者の子の養育又は家族の介護の状況、労働者の勤務の状況等が様々であることに対応し、制度の弾力的な利用が可能となるように配慮するものとする。

(四) 労働者が深夜業の制限を請求したことは深夜業の制限を受けたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないものであること。

六 法第二十一条第一項の規定により育児休業及び介護休業に関する事項を定め、周知するに当たつての事項

育児休業及び介護休業中の待遇、育児休業及び介護休業後の賃金、配置その他の労働条件その他必要な事項に関する規則を一括して定め、周知することが望ましいものであることに配慮すること。

(一) 育児休業及び介護休業後においては、原則として原職又は原職相当職に復帰させることが多く行われているものであることに配慮すること。

(二) 育児休業又は介護休業をする労働者以外の労働者についての配置その他の雇用管理は、(一)の点を前提に行われる必要があることに配慮すること。

八 法第二十二條の規定により育児休業又は介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して必要な措置を講ずるに当たつての事項

(一) 当該措置の適用を受けるかどうかは、育児休業又は介護休業をする労働者の選択に任せられるべきものであること。

(二) 育児休業及び介護休業が比較的長期にわたる休業になり得ること、並びに育児休業又は介護休業後における円滑な就業のため必要な措置が、個々の労働者の職種、職務上の地位、職業意識等の状況に応じ様々であることにかんがみ、当該労働者の状況に的確に対応し、かつ、計画的に措置が講じられることが望ましいものであることに配慮すること。

九 法第二十三条第一項の規定による育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置及び同条第二項の規定による労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講ずるに当たつての事項

(一) 労働者が当該措置の適用を受けることを申し出たこと又は当該措置の適用を受けたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないものであること。

(二) 当該措置は、労働者が希望する期間を超えてその意に反して適用されるものであってはならないものであること。

(三) 当該措置を講ずるに当たつては、就業しつつその子を養育する労働者にとつて、現実的に労働時間を短縮できる短時間勤務の制度に対するニーズが高いことも勘案すること。

十 法第二十四条第一項の規定により育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずるに当たつての事項

当該措置の適用を受けるかどうかは、労働者の選択に任せられるべきものであること。

十一 法第二十四条第二項の規定により、介護休業の制度又は法第二十三条第二項に定める措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるに当たつての事項

(一) 当該措置の適用を受けるかどうかは、労働者の選択に任せられるべきものであること。

(二) 次の事項に留意しつつ、企業の雇用管理等に伴う負担との調和を勘案し、必要な措置が講じられることが望ましいものであることに配慮すること。

イ 当該労働者が介護する家族の発症からその症状が安定期になるまでの期間又は介護に係るサービスを利用することができなくなるまでの期間が、九十三日から法第二十一条第二項第二号の介護休業等日数を差し引いた日数の期間を超える場合があること。

ロ 当該労働者がした介護休業又は当該労働者に関して事業主が講じた法第二十三条第二項に定める措置により法第二十一条第二項第二号の介護休業等日数が九十三日に達している対象家族についても、再び当該労働者による介護を必要とする状態となる場合があること。

ハ 対象家族以外の家族についても、他に近親の家族がいな場合等当該労働者が介護をする必要性が高い場合があること。

二 要介護状態にない家族を介護する労働者であっても、その家族の介護のため就業が困難となる場合があること。

配慮することの内容としては、例えば、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況を把握すること、労働者本人の意向を斟酌すること、配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをした場合の子の養育又は家族の介護の代替手段の有無の確認を行うこと等があること。

厚生労働省告示第四百六十一号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方(平成十三年厚生労働省告示第百十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から(第十四改正)日本薬局方第二部医薬品各条の部ガゼの条、滅菌ガゼの条、脱脂綿の条、精製脱脂綿の条、滅菌脱脂綿の条、滅菌精製脱脂綿の条及び絆創膏の条(以下「衛生材料」という)の削除は平成十七年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方(以下「旧薬局方」という)に収められていた医薬品(この告示による改正後の日本薬局方(以下「新薬局方」という)に収められていないものに限る)であつて同年一月一日において現に同法第十四条第一項(同法第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ)の規定による承認を受けているもの(薬事法第十四条第一項の規定に基づき、製造又は輸入の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(平成十六年厚生省告示第百四号)により製造又は輸入の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品(以下「承認を要しない医薬品」という)を含む)については、平成十八年六月三十日まで、旧薬局方で定める基準(当該医薬品に関する部分に限る)は新薬局方で定める基準とみなすことができるものとし、新薬局方に収められている医薬品(旧薬局方に収められていたものを除く)であつて平成十七年一月一日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの(承認を要しない医薬品を含む)については、平成十八年六月三十日まで、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする。また、衛生材料については、平成十八年九月三十日まで、なお従前の例によることことができる。

平成十六年十二月二十八日
厚生労働大臣 尾辻 秀久
(次のよう)は省略し、改正全文を厚生労働省医薬食品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

法第二十六条の規定により、その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしようとする場合において、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮するに当たつての事項

○厚生労働省告示第四百六十二号
 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項(同法第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造又は輸入の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(平成十六年厚生省告示第四百四号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から(表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項製造又は輸入の承認を要しない医薬品は、平成十七年四月一日から)適用する。ただし、平成十六年厚生労働省告示第四百六十一号(日本薬局方を定める件)の一部を改正する件)による改正後の日本薬局方(平成十三年厚生労働省告示第百十一号。以下「日本薬局方」という。)により日本薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとされた医薬品(日本薬局方に収められていない医薬品とみなされたものに限る。)については、なお従前の例による。

平成十六年十二月二十八日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項製造又は輸入の承認を要しない医薬品の欄中「九 ガーゼ」を「九 削除」に、「十 滅菌ガーゼ」を「十 削除」に、「十四 脱脂綿」を「十四 削除」に、「四十五 滅菌脱脂綿」を「四十五 削除」に、「四十六 精製脱脂綿」を「四十六 削除」に、「四十七 滅菌精製脱脂綿」を「四十七 削除」に、「七十四 絆創膏」を「七十四 削除」に改める。

同表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品のうち、専ら他の医薬品の製造の用に供されるものの項製造又は輸入の承認を要しない医薬品の欄中「五 削除」を「五 アジスロマイシン水和物」に、「三十一の三 アルプロスタジルアルファデクス」を「三十一の四 アルプロスタジルアルファデクス」に、「六十 インドメタシン」を「六十の二 インドメタシン」に、「六十二 ウイキョウ油」を「六十二の二 ウイキョウ油」に、「六十九 エトクスシミド」を「六十九の二 エトクスシミド」に、「七十 エトボシド」を「七十の二 エトボシド」に、「七十九 エトクスシミド」を「七十九の二 エトクスシミド」に、「百十七 塩酸エフエドリン」を「百十七の二 塩酸エフエドリン」に、「百四十三の二 塩酸チクロロピジン」を「百四十三の三 塩酸チクロロピジン」に、「百六十九 塩酸ピリドキシン」を「百六十九の二 塩酸ピリドキシン」に、「百八十四 塩酸ベチジン」を「百八十四の二 塩酸ベチジン」に、「二百三の二 オキサプロジン」を「二百三の三 オキサプロジン」に、「二百二十七 削除」を「二百二十七 カシキョウ」に、「二百五十八 ケン酸ペントキシペリン」を「二百五十八の二 ケン酸ペントキシペリン」に、「二百六十七 グルコン酸カルシウム」を「二百六十七の二 グルコン酸カルシウム」に、「二百六十八の二 ゴボウシ」を「二百六十八の三 ゴボウシ」に、「三百五十六 削除」を「三百五十六 ジギタリス」に、「三百六十五 ジゴキシ」を「三百六十五の二 ジゴキシ」に、「三百六十七 次硝酸ピスマス」を「三百六十七の二 シスプラチン」に、「三百七十の二 シッカニン」を「三百七十の三 シツリシ」に、「三百八十一 シヤクヤク末」を「三百八十一の二 シヤクヤク末」に、「四百六十一 精製セラチン」を「四百六十一の二 セラペプターゼ」に、「四百七十二 ソウハクヒ」を「四百七十二の二 ソボク」に、「五

百五十九 ニコモール」を「五百五十九の二 ニコモール」に、「五百六十五 尿素」を「五百六十五の二 ニルバジピン」に、「五百六十六の二 ニンジン末」を「五百六十六の三 ニンドウ」に、「六百六の二 ビロールニトリン」を「六百六の四 ビロールニトリン」に、「六百二十三の二 フシジン酸ナトリウム」を「六百二十三の三 フシジン酸ナトリウム」に改める。

同表次に掲げるその他の医薬品のうち、専ら他の医薬品の製造の用に供されるものの項製造又は輸入の承認を要しない医薬品の欄中「三十二 アルプロスタジル」を「三十二 削除」に、「五十一 ウコン」を「五十一 削除」に、「五十四 ウヤク」を「五十四 削除」に、「七十二 エトイン」を「七十二の二 エトボシド」に、「七十七 エトトイン」を「七十七の三 塩酸チアアプ」に、「二百二十七の三 塩酸チアアプ」を「二百二十七の四 塩酸チアアプ」に、「二百四十七 クコシ」を「二百四十七 削除」に、「二百六十 グルタチオン」を「二百六十 削除」に、「三百三十九 ジコッピ」を「三百三十九 削除」に、「三百四十二 シスプラチン」を「三百四十二 削除」に、「三百四十六 シツリシ」を「三百四十六 削除」に、「三百六十三 ジャシヨウシ」を「三百六十三 削除」に、「四百二十三 セラペプターゼ」を「四百二十三 削除」に、「四百三十三 ニソボク」を「四百三十三 削除」に、「五百一 ニコランジ」を「五百一の二 ニザチジン」に、「五百一の三 ニソルジ」を「五百一の四 ニトレンジ」に、「五百三 ニメタゼバム」を「五百三の二 ニメタゼバム」に、「五百八 ニンドウ」を「五百八の二 ニメタゼバム」に、「五百四十七 ピロキシカム」を「五百四十七 削除」に改める。

○厚生労働省告示第四百六十三号
 薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造又は輸入の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(平成十六年厚生省告示第四百四号)に基づき、承認不要医薬品基準(平成十四年厚生労働省告示第三百三十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から適用する。ただし、平成十六年厚生労働省告示第四百六十一号(日本薬局方を定める件)の一部を改正する件)により日本薬局方に収められていないとみなすことができるとされた医薬品(日本薬局方に収められていない医薬品とみなされたものに限る。)については、なお従前の例による。

平成十六年十二月二十八日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

一般試験法の部標準品の条エトボシド標準品の項、塩酸チアラミド標準品の項、トリクコロメチアジド標準品の項及びニルバジピン標準品の項を削る。

各条の部アルプロスタジルの条、エトボシドの条、塩酸エペリゾンの条、塩酸チザニジンの条、塩酸ピレンゼピンの条、グルタチオンの条、シスプラチンの条、セラペプターゼの条、ニコランジルの条、ニルバジピンの条、ピロキシカムの条、ウコンの条、ウヤクの条、クコシの条、ジコッピの条、シツリシの条、ジャシヨウシの条、ソボクの条及びニンドウの条を削る。

○経済産業省告示第四百五十二号
 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法施行令(平成四年政令第二百五十号)第三条の規定に基づき、平成四年通商産業省告示第四百十六号(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法施行令の規定に基づき特定製品輸入事業に係る製品を指定)の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日以後に輸入を行う製品について適用する。

平成十六年十二月二十八日

経済産業大臣 中川 昭一